

# 後期高齢者医療制度

保険料のお支払い  
保険証の一斉更新

## 平成 27 年度保険料を 7 月にお知らせします

### 《保険料の計算方法》

均等割 【1人当たりの額】 51,472 円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成 26 年中の所得 - 33 万円) × 10.52%	=	1 年間の保険料 (100 円未満切り捨て)
------------------------------	---	---	---	---------------------------

- 1 年間の保険料の上限額は、57 万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※所得とは、前年の収入から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

- **保険料の軽減**  
均等割、所得割ともに、保険料が軽減される場合があります。詳しくは役場担当係まで。
- **保険料の支払方法**  
「年金からの天引き」と「口座振替」を選ぶことができます。詳しくは役場担当係まで。

## 後期高齢者医療の保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成 27 年 7 月 31 日をもって満了となるため、8 月以降は使用できなくなります。

7 月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら現在お持ちの黄緑色の保険証を破棄し、オレンジ色のものをご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成 28 年 7 月 31 日まで。
- 紛失したときや汚れたときは再交付しますので、役場担当係までお申し出ください。

## 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限も平成 27 年 7 月 31 日をもって満了となります。有効期限は保険証と同じく 1 年間です。

世帯の中に未申告状態の方がいる場合は、減額認定証を発行できませんのでご注意ください。

### ■引き続き交付対象に該当する方

7 月中に保険証とともに新しい減額認定証を交付しますので、8 月 1 日からはピンク色のものをご使用ください。現在お持ちの黄色の減額認定証は 8 月 1 日以降に破棄してください。

### ■新たに必要となる方

次の交付対象区分に該当することを確認の上、役場担当係へ申請してください。

区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	世帯全員の所得が 0 円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が 80 万円以下の方)
	老齢福祉年金を受給されている方
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成 28 年 7 月 31 日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	広城市連合町 1 丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7 年 7 月 7 日
資格取得年月日	平成 20 年 4 月 1 日
発効期日	平成 20 年 4 月 1 日
交付年月日	平成 27 年 7 月 1 日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 0 1 1 0 1 0 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合

新しい保険証は  
オレンジ色です

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成 27 年 8 月 1 日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	広城市連合町 1 丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7 年 7 月 7 日
発効期日	平成 27 年 8 月 1 日
有効期限	平成 28 年 7 月 31 日
適用区分	区分Ⅱ
長期入居認定年月日	平成 27 年 8 月 1 日 保険者印 印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 0 1 1 0 1 0 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合

新しい減額認定証は  
ピンク色です

▼問合せ 北海道後期高齢者医療広域連合 (☎ 011 - 290 - 5601) 住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)